

# 会員規約

## 第1条（規約の適用）

本規約は、とよみスタディールーム（以下「甲」という）が会員（以下「乙」という）に対して自習室の一時利用およびそれに関連するサービス（以下「本サービス」という）に適用される。

## 第2条（規約の変更）

1 甲は、入会申込書（電子書面、以下「申込書」という）に記載されたメールアドレスに電子メールを送付し、かつ、甲の開設するホームページ（以下「ホームページ」という）に掲載することより乙に通知し、本規約を変更できるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲は既存会員に重要でない事項については、ホームページに掲載することにより乙に通知し、本規約を変更できるものとする。

## 第3条（入会申込）

乙は、甲所定の方法により入会申込書および証明書類を提示したときに申込みがあったものとする。

## 第4条（申込の承諾）

1 乙の入会申込に対し、甲がこれを審査のうえ承諾したときに契約は成立する。

2 審査は甲の自由裁量に属するものとします。審査基準は公開しないものとし、入会を認めない理由は開示しないものとする。

## 第5条（申込内容の変更）

乙は、その氏名、住所、連絡先等申込書に記載した内容に変更があった場合には、甲の所定の方法で届出ることとする。

## 第6条（提供するサービス）

1 甲は、自習室の一時利用およびそのオプションサービスを乙に対して提供するものとする。

2 甲は、前項のサービスに関する情報を申込書に記載された乙のメールアドレスに電子メールで送ることができる。

## 第7条（料金）

乙はホームページで定める本サービスの料金（以下「料金」という）を甲に支払うものとする。

## 第8条（乙の義務）

乙は、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。

法令に違反する行為。

他の会員の利用を妨げる行為。

自習室のあるビルの他の利用者に迷惑となる行為。

会員資格の譲渡・貸与行為。

その他、甲が不相当と判断する行為。

## 第9条（会員契約の解除）

1 甲または乙は、各々の都合によりいつでも会員契約を解除できるものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する事由が乙に生じた場合は、甲は何ら催告なく会員契約を解除することができるものとする。

第7条の料金を滞納した場合。

第8条の義務に違反した場合。

申込書の記載に虚偽があることが判明した場合。

破産申立て、第三者により差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行、若しくは競売申立て、または公租公課の滞納処分、あるいは刑事事件にかかわるなど信用失墜行為をした場合。

最終利用日から1年が経過した場合。

## 第10条（解除の効果）

前条の解除は、将来に向かってのみその効果を生ずるものとする。

## 第11条（故意または過失による損害）

1 故意または過失によって乙が甲および自習室のあるビルの関係者の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合、乙は、乙の責任において、これによって生じた損害を補填しなければならない。

2 前項の場合に、甲が損害を負担したときは、甲はその額に年14.6%の割合の利息を加えて乙に請求することができる。

## 第12条（免責）

次に掲げる事由が生じ、甲が本サービスを休止、または遅滞した場合は、乙は甲に対しその責めを求めることはできない。

天災、火災などにより本サービスの提供が不可能、または著しく困難な場合。

保守点検など管理上必要が生じた場合。

その他、止むを得ない事態生じた場合。

## 第13条（通知）

甲は、電子メールによる送信、ホームページへの掲載その他甲が適当であると判断する方法により、会員に随時必要な事項を通知するものとする。

附則

1. この規約は、2006年9月12日から実施する。
2. 2006年10月19日改定後の第11条第1項の規定は、同改定の実施日以降に申込みをした会員にのみ適用されるものとする。

(2006年10月19日改定)

(2006年10月19日上記改定実施)

以上

## 一時利用約款

### 第1条(約款の適用)

本約款は、とよみスタディールーム(以下「甲」という)が本契約の申込者(以下「乙」という)に対して勉強や仕事などに使用する場所(以下「自習室」という)を提供するサービスに関して適用される。

### 第2条(契約の成立)

乙が甲に対して申込みをし、甲が承諾の通知を発したときに本契約が成立する。

### 第3条(利用目的)

乙は、甲所定の方法により甲に申請した目的のため、自習室を利用するものとする。

### 第4条(契約期間)

- 1 甲が乙に別途交付する領収証に、甲は契約期間を記載することとする。
- 2 契約期間を算出する場合には、初日を算入するものとする。

### 第5条(料金)

- 1 料金は甲の開設するホームページで定める料金表によるものとする。ただし、利用期間の途中で改定があった場合は、契約時の料金によるものとする。
- 2 料金の支払方法は利用開始の3日前までに甲の指定口座への振込み、または、契約時に受付において現金で支払うものとする。
- 3 乙が料金の支払を遅滞した場合には、年14.6%の割合による遅延損害金を付加して支払うものとする。

### 第6条(利用の停止)

- 1 料金の支払期日までに支払がない場合には、甲は自習室利用のために乙に対し貸出した鍵(以下「鍵」という)を無効にし、入室を拒絶することができるものとする。
- 2 前項のために要した費用を甲は乙に負担させることができるものとする。

### 第7条(乙の義務)

乙は、次の各号に掲げる行為を行わないものとする。

法令に違反する行為。

甲との協議により定めた席(以下「自席」という)以外の席を使用する行為。

他の契約者の利用を妨げる行為。

自習室のあるビルの他の利用者に迷惑となる行為。

自席を甲の許可なく譲渡・転貸する行為。

鍵を甲の許可なく譲渡・貸与および複製する行為。

その他、甲が不相当と判断する行為。

### 第8条(契約の解除)

甲または乙は、各々の都合により本契約を解除できるものとする。その場合、各々の相手方に対し、書面により契約解除の意思を表示しなければならない。

### 第9条(解除の効果)

- 1 前条の解除は、将来に向かってのみその効果を生ずるものとする。
- 2 前条第1項の解除が甲の都合による場合、甲は解除日の翌日以降の料金を日割り計算した額を乙に返還するものとする。前条第1項の解除が乙の都合による場合、甲は解除日の翌日以降の料金を日割り計算し、1月分の料金を差引いた額を乙に返還するものとする。
- 3 前条の場合、乙は立退き料またはこれに類する費用の請求はできないものとする。

### 第10条(明渡し)

- 1 第4条第1項の期間終了時まで、乙は自席を通常の利用に伴い生じた損耗を除き、原状に復して明渡すものとする。
- 2 第4条第1項の期間終了後、乙の残留物がある場合は、甲はその物を撤去し、10日間保管し、なお乙が引取らない場合は、所有権を放棄したものとみなすことができる。甲が任意の方法でその物を処分したとき、その費用は乙が負担するものとする。

第11条（鍵の返却）

- 1 第4条第1項の期間終了時まで、乙は鍵を甲に返却しなければならないものとする（郵送によって返却する場合は、鍵の到着時に返却があったものとする）。
- 2 鍵の返却が遅延した場合は、甲に1日につき千円の損害があったものとみなす。
- 3 紛失等のため鍵を返却できない場合には、甲は鍵の交換、または再発行に要する費用を乙に負担させることができる。

第12条（故意または過失による損害）

- 1 故意または過失によって乙が甲および自習室のあるビルの関係者の権利又は法律上保護される利益を侵害した場合、乙は、乙の責任において、これによって生じた損害を補填しなければならない。
- 2 前項の場合に、甲が損害を負担したときは、甲はその額に年14.6%の割合の利息を加えて乙に請求することができる。

第13条（免責）

- 1 次に掲げる事由が生じ、甲がサービスを休止した場合は、乙は甲に対しその責めを求めることはできない。  
天災、火災などにより自習室、または自習室のあるビルが損壊、または一部損壊により使用できない場合。  
自習室、または自習室のあるビルの保守点検や消耗品の交換、その他管理上必要が生じた場合。  
その他、止むを得ない事態が生じた場合。
- 2 乙は、自習室内の所有物を自己の責任において管理するものとし、いかなる場合にも甲に損害の補填を甲に求めることはできないものとする。
- 3 インターネット設備は無償サービスにつき、通信障害等が発生したとしても乙は甲に対しその責めを求めることはできないものとする。

第14条（特約）

乙は各自習室の管理約款を遵守するほか、善良なる管理者の注意をもって自習室を利用することとする。

附則

1. この約款は、2006年9月12日から実施する。
2. 2006年10月19日改定後の第12条第1項の規定は、同改定の実施日以降に申込みをした契約にのみ適用されるものとする。
3. 2007年6月14日改定後の第8条及び第9条2項の規定は、同改定の実施日以降に申込みをした契約にのみ適用されるものとする。

（2006年10月19日改定）  
（2006年10月19日上記改定実施）  
（2007年6月14日改定）  
（2007年6月14日上記改定実施）

以上

（契約者）  
とよみスタディールーム殿  
上記会員規約および一時利用約款を理解の上、申込みいたします。

\_\_\_\_年 月 日

（親権者）  
とよみスタディールーム殿  
上記申込みに同意いたします。

\_\_\_\_年 月 日

（契約者が未成年者の場合、親権者の同意が必要です。）